

(公財) 日本住宅・木材技術センター

告示第1460号表3(と)の金物について

告示第1460号表3(と)の接合金物は、下表の表3のとおりです。この接合金物は、図1のとおり「引き寄せ金物」のことで、柱には3本の六角ボルトM12を使用します。

N値は2.8以下の場合に使用する接合金物ですが、10kNを超える接合金物は表3のように…横架材(土台を除く)…ことが必要です。(へ)までは、柱と土台は接合金物で直接緊結していましたが(と)からは土台を除く、つまり図1のとおり専用のアンカーボルトM16で基礎から柱に接合金物を介して緊結しなければなりません。10kNを超える接合金物で土台と柱を直接緊結する場合は、構造計算で土台のせん断応力及び曲げ応力の検定を行う必要があります。このことについては、基礎知識23で解説していますので参照してください。

引き寄せ金物は、ホールダウン金物とも言われますが、当センターの接合金物規格をモデルにしたものでZマーク表示金物の「引き寄せ金物HD-B15又はS-HD15」のことで。

表1

軸組の種類	出隅の柱	その他の軸組端部の柱
木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面又は両面に打ち付けた壁を設けた軸組	表3(い)	表3(い)
厚さ1.5cm以上幅9cm以上の木材の筋かい又は径9mm以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組	表3(ろ)	表3(い)
厚さ3cm以上幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組	筋かいの下部が取り付く柱	表3(ろ)
	その他の柱	表3(に)
厚さ1.5cm以上幅9cm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組又は径9mm以上の鉄筋の筋かいをたすき掛けに入れた軸組	表3(に)	表3(ろ)
厚さ4.5cm以上幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組	筋かいの下部が取り付く柱	表3(は)
	その他の柱	表3(ほ)
構造用合板等を昭和56年建設省告示第1100号別表第(1)項又は(2)項に定める方法で打ち付けた壁を設けた軸組	表3(ほ)	表3(ろ)
厚さ3cm以上幅9cm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組	表3(と)	表3(は)
厚さ4.5cm以上幅9cm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組	表3(と)	表3(に)

表2

軸組の種類	上階及び当該階の柱が共に出隅の柱の場合	上階の柱が出隅の柱であり、当該階の柱が出隅の柱でない場合	上階及び当該階の柱が共に出隅の柱でない場合
木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面又は両面に打ち付けた壁を設けた軸組	表3(い)	表3(い)	表3(い)
厚さ1.5cm以上幅9cm以上の木材の筋かい又は径9mm以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組	表3(ろ)	表3(い)	表3(い)
厚さ3cm以上幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組	表3(に)	表3(ろ)	表3(い)
厚さ1.5cm以上幅9cm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組又は径9mm以上の鉄筋の筋かいをたすき掛けに入れた軸組	表3(と)	表3(は)	表3(ろ)
厚さ4.5cm以上幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組	表3(と)	表3(は)	表3(ろ)
構造用合板等を昭和56年建設省告示第1100号別表第(1)項又は(2)項に定める方法で打ち付けた壁を設けた軸組	表3(ち)	表3(へ)	表3(は)
厚さ3cm以上幅9cm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組	表3(り)	表3(と)	表3(に)
厚さ4.5cm以上幅9cm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組	表3(ぬ)	表3(ち)	表3(と)

表3

(へ)	省略
(と)	厚さ3.2mmの鋼板添え板を用い、柱に対して径12mmのボルト3本、横架材(土台を除く)、布基礎若しくは上下階の連続する柱に対して当該鋼板添え板に止め付けた径16mmのボルトを介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合方法としたもの
(ち)	以下、省略

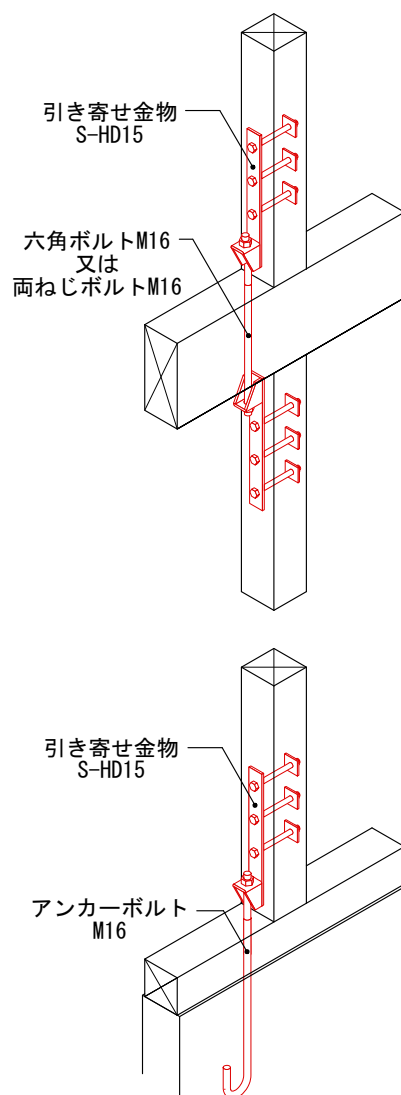


図1 (と)の金物の取合い